（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および、想定される災害発生の情報は、道志村が策定した道志村国土強靭化地域計画（平成２９年３月改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

（１）地域の災害等リスク

（土砂崩れ、洪水等：ハザードマップ）

1　土砂災害警戒区域等の指定状況

本村では土砂災害防止法に基づき、平成23年3月から土砂災害警戒区域の指定が順次進められている。急傾斜地の崩壊は272箇所（特別警戒区域268箇所）、土石流は98箇所（特別警戒区域91箇所）の計370箇所（特別警戒区域359箇所）が指定されている。また、山地災害危険地区では、崩壊土砂流出箇所67箇所、山腹崩壊箇所7箇所が指定されており、土砂災害の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。

2　　豪雨・豪雪

本村は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定が順次進められており、急傾斜地の崩壊は272箇所（特別警戒区域268箇所）、土石流は98箇所（特別警戒区域91箇所）の計370箇所（特別警戒区域359箇所）が指定されている。このように、豪雨・豪雪による土砂崩れ、雪崩の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。近年では、平成23年に発生した台風12号、15号は合わせて1,000mmを超える記録的な大雨となり、大雨洪水暴風警報及び土砂災害警戒情報が発令され、避難者は合わせて99世帯、235名となった。また、土砂崩れによる家屋の半壊が1件、国道413号線の一部崩落など大きな被害となった。豪雪については、平成26年2月の大雪では積雪量は役場前120cm、積雪が多い場所（山中湖方面）150cmを記録した。主要幹線道路である、国道413号及び県道24号は通行規制が解除されるまでに1週間を要した。また、家屋の一部損壊38件、半壊1件、農業施　設全壊17件の被害が発生するとともに、孤立集落が多数発生した。今後も、異常気象による「豪雨・豪雪」が発生することが想定されることから、土砂災害等による家屋等への被害及び国道413号、県道24号の通行止めにより村全体が孤立する可能性が高い。

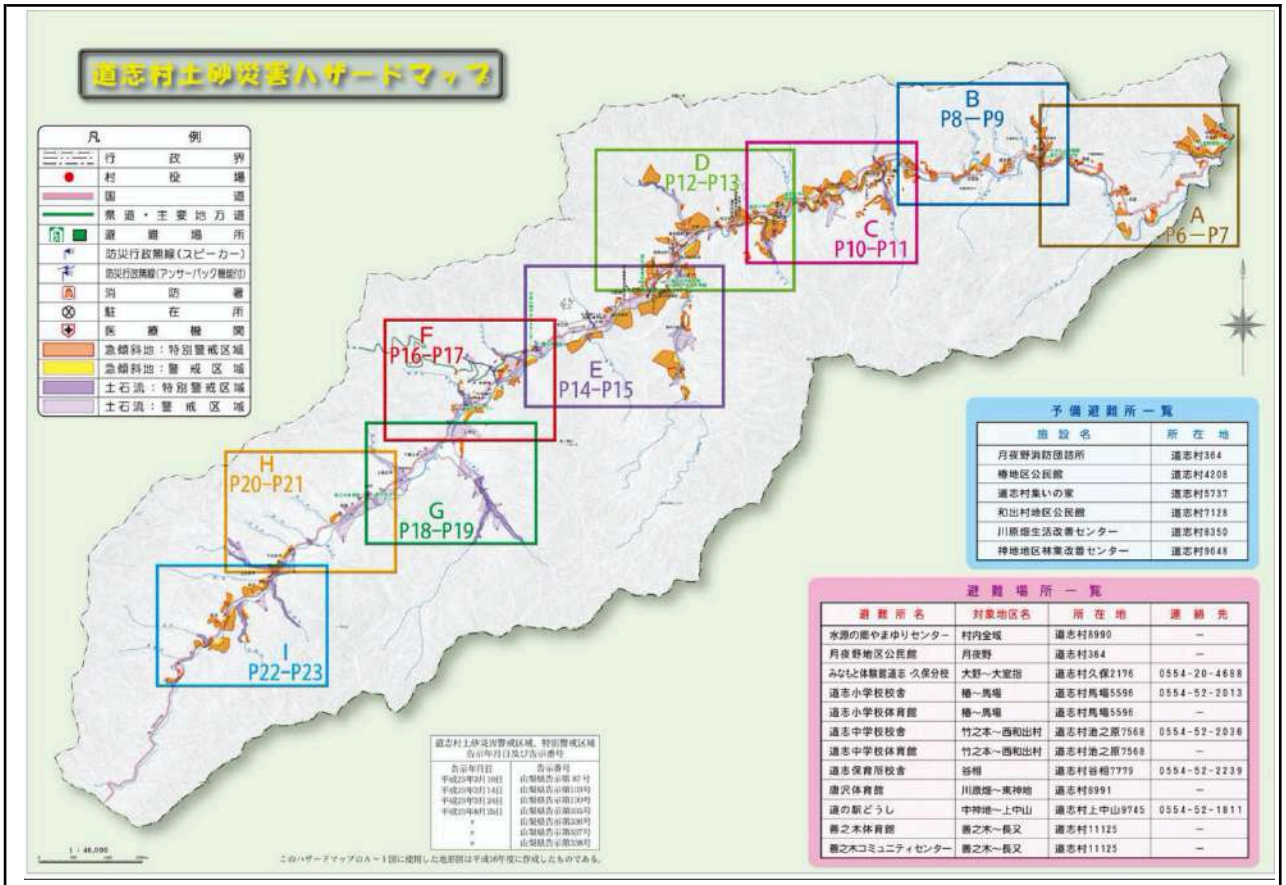

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　道志全図〉（令和４年４月１日現在）

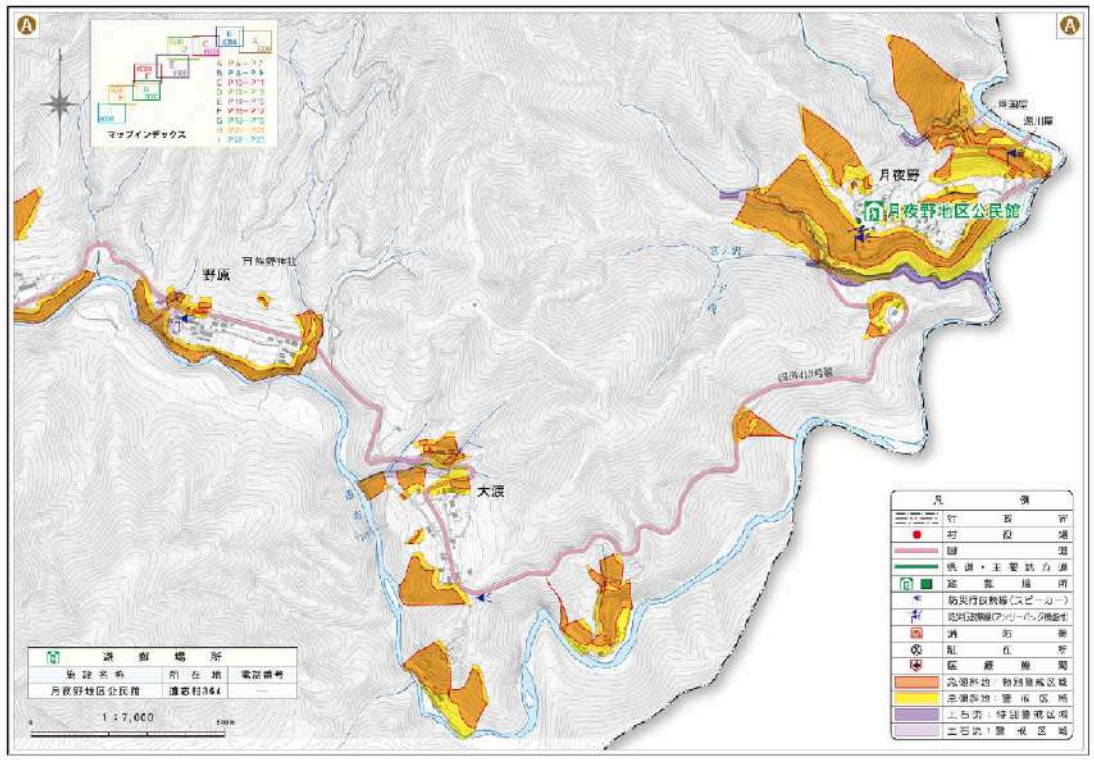

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　月夜野地区〉

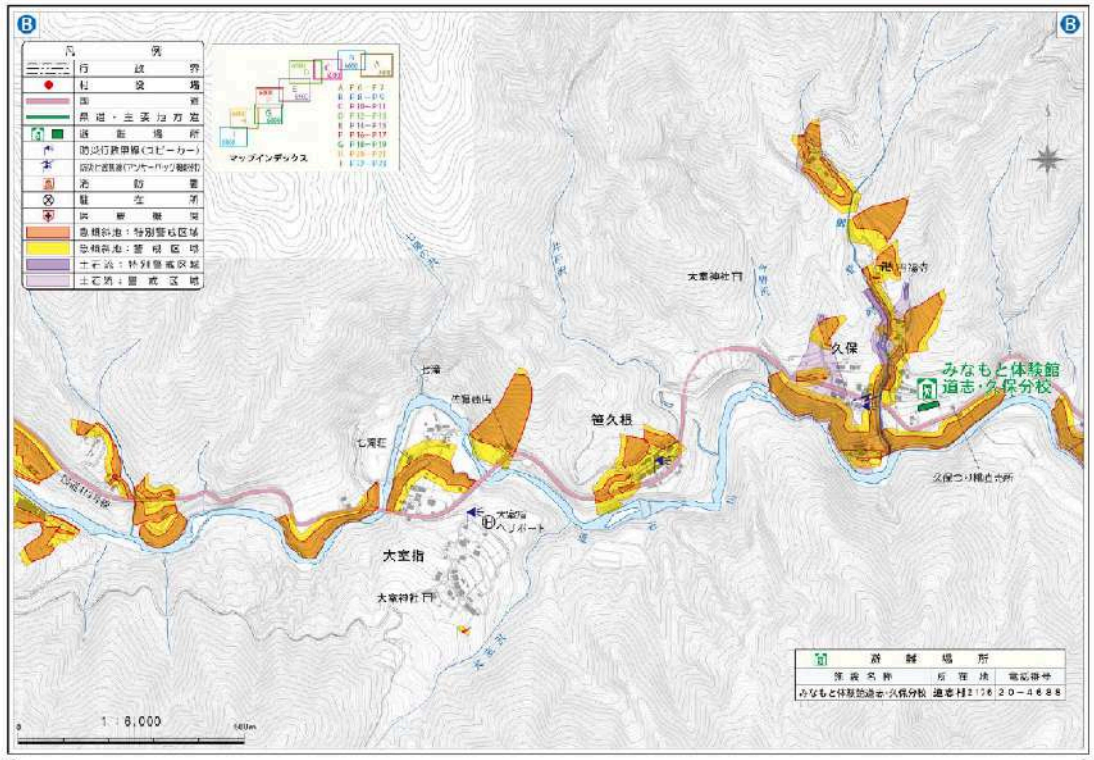

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　笹久根地区〉

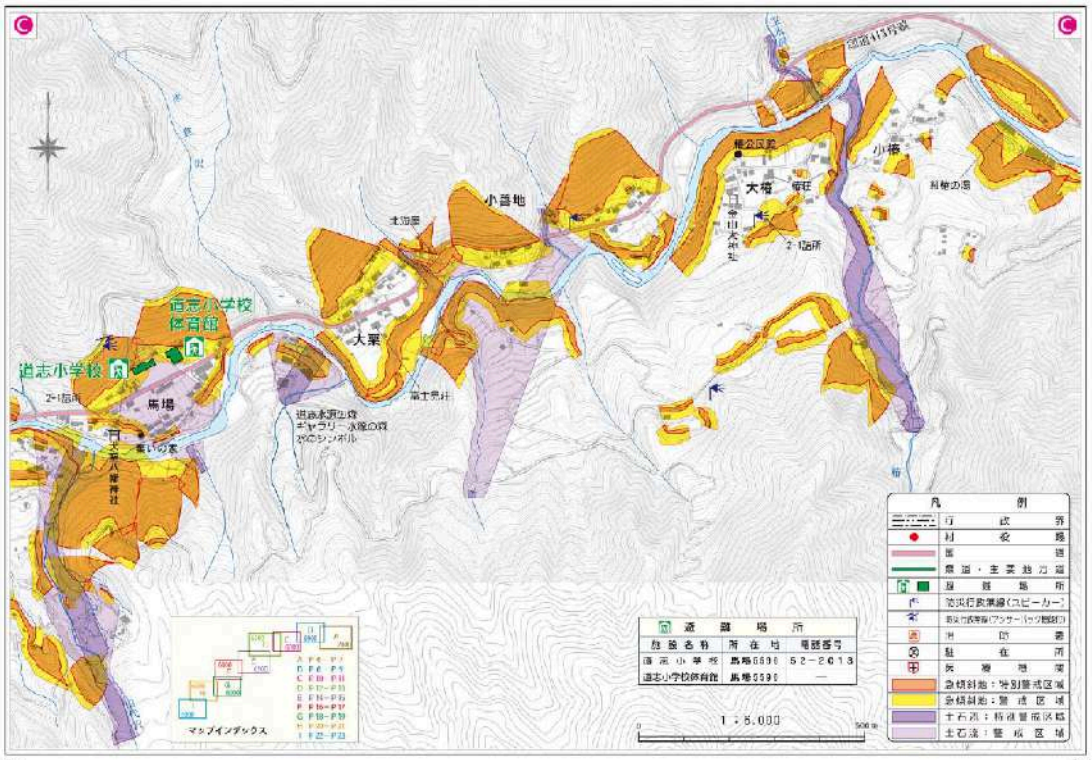

〔10〕 〔11〕

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　小善地地区〉

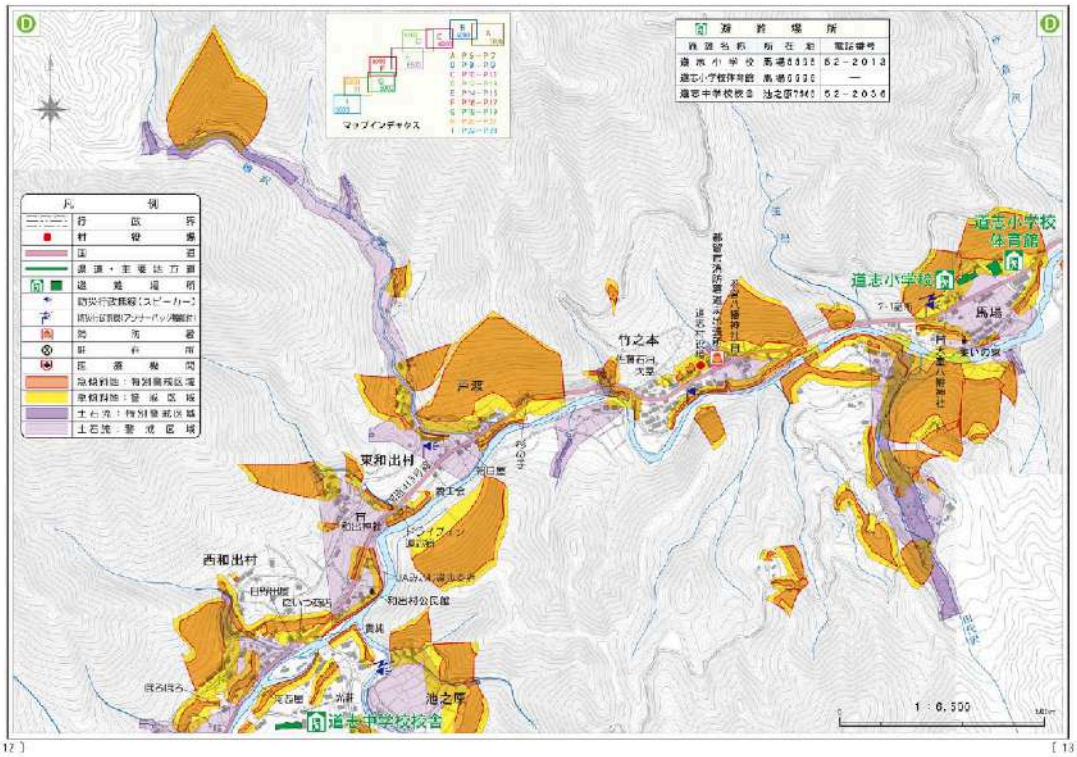

〔12〕 〔13〕

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　竹之本地区〉

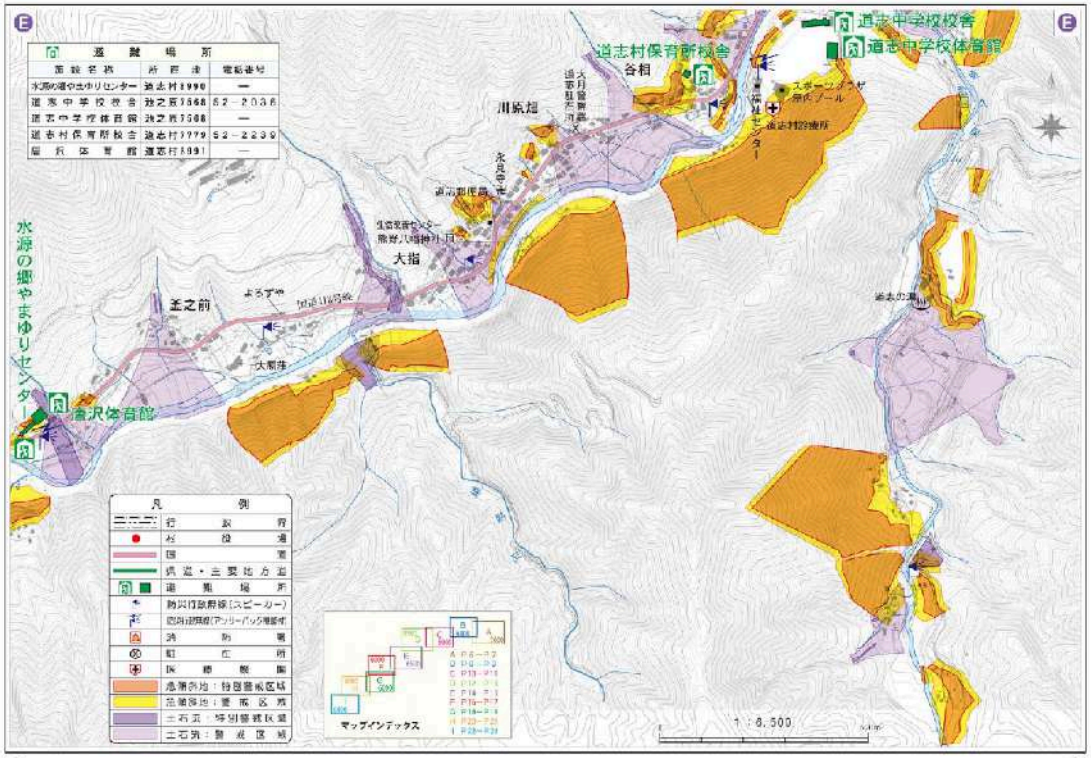

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　川原畑地区〉

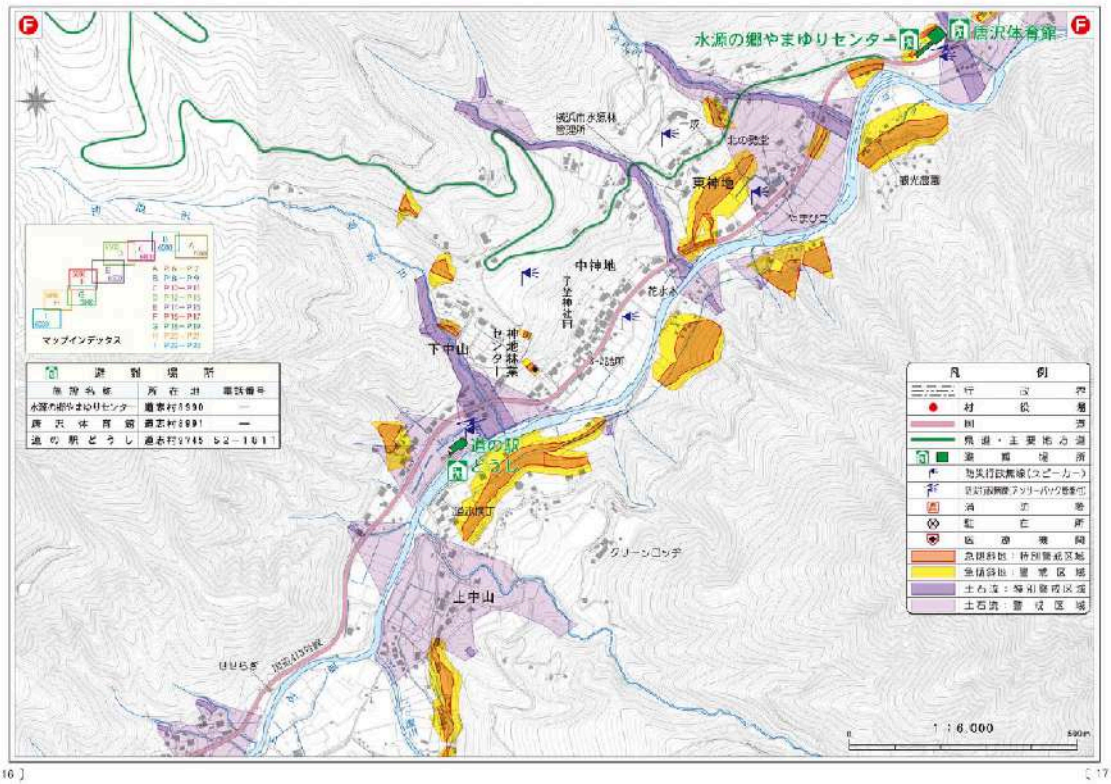

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　中神地地区〉

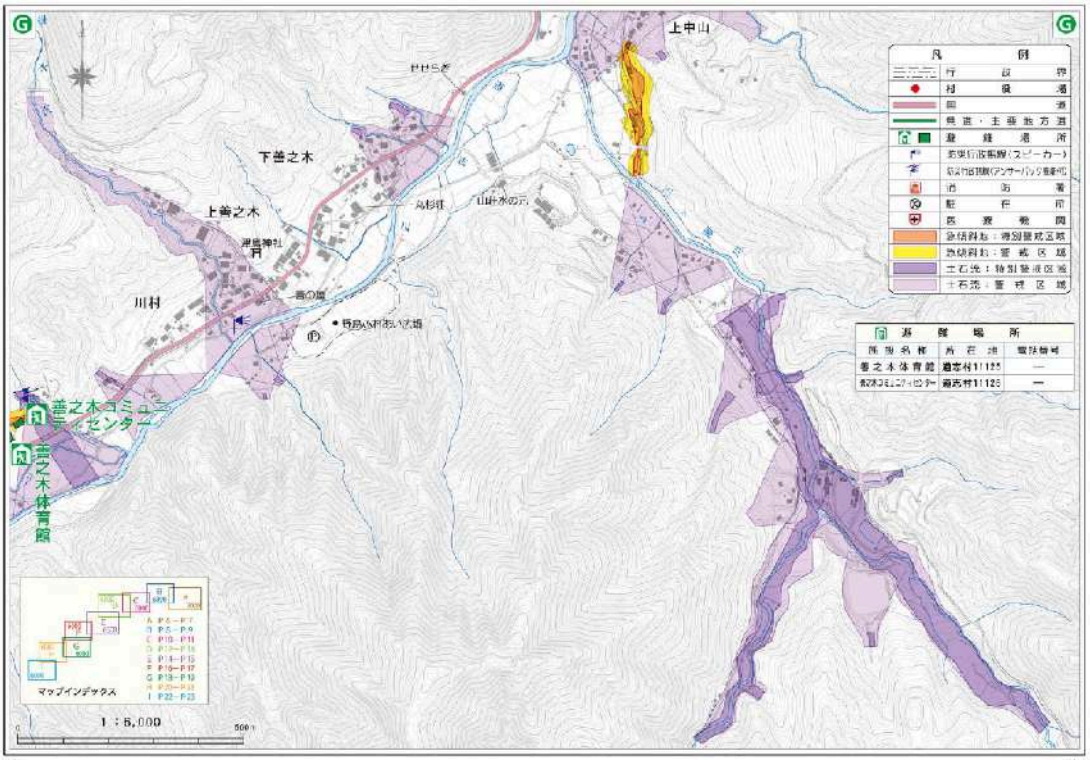

〔18〕 〔19〕

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　下善之木地区〉

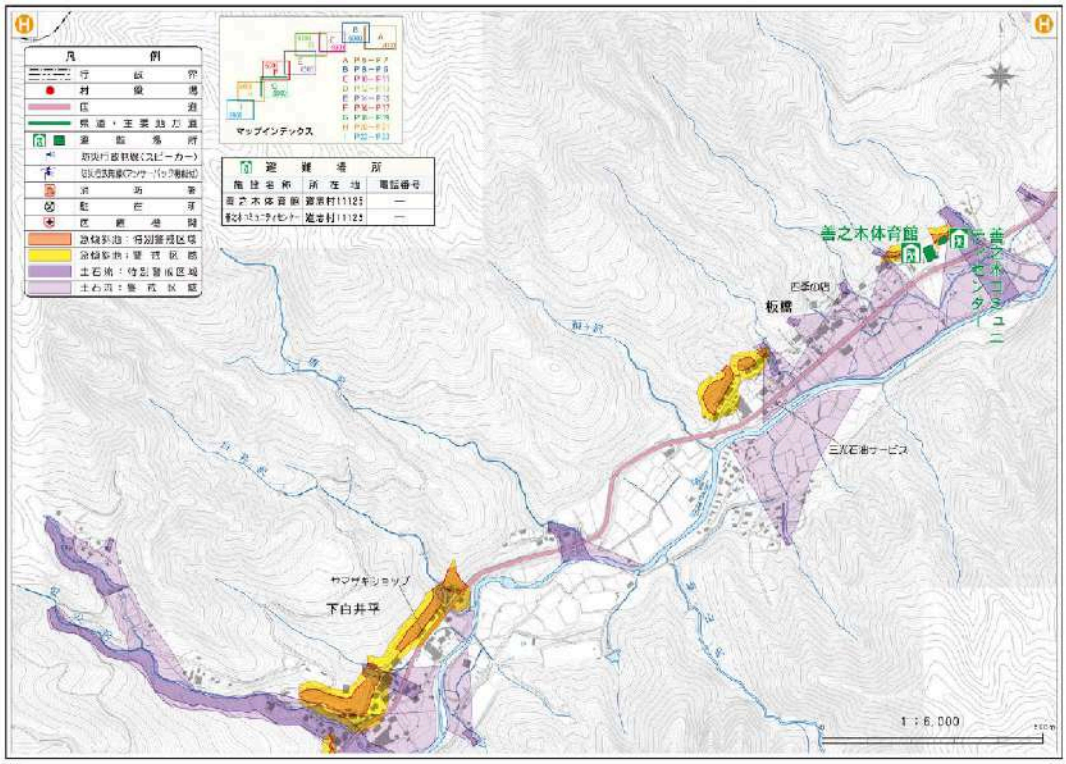

〔20〕 〔21〕

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　板橋地区〉

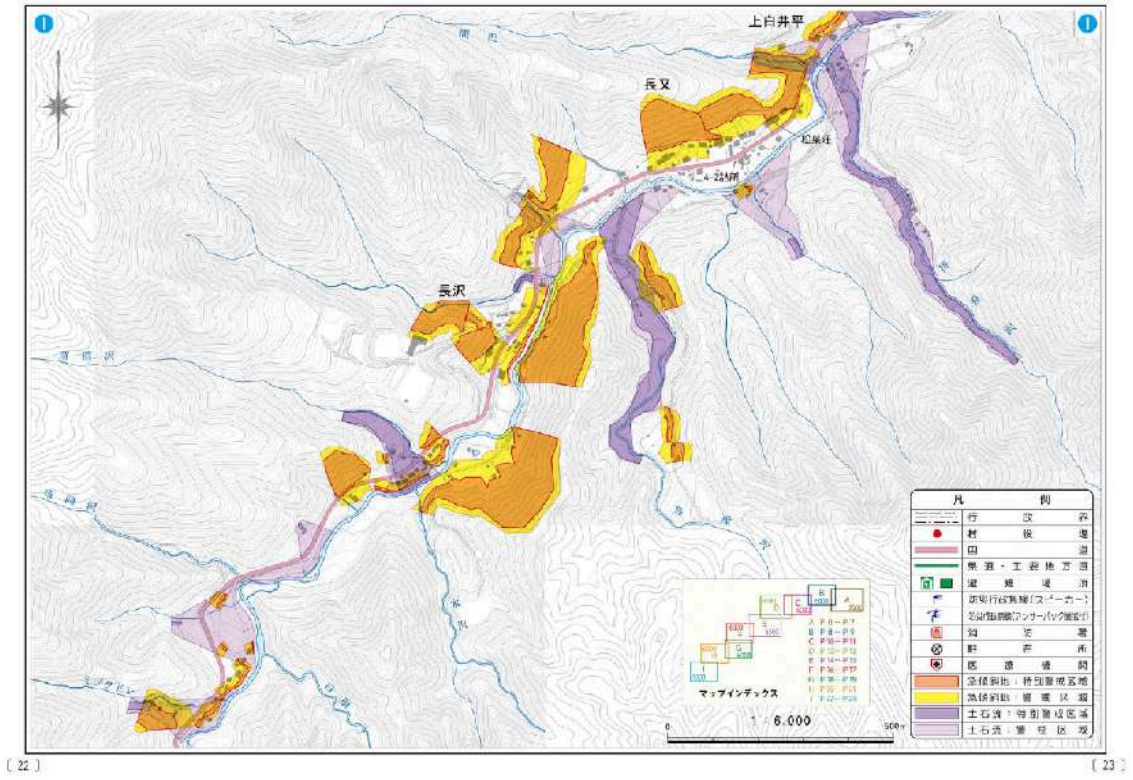

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ　長又地区〉

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　１５６人（令和４年９月１日現在）

・小規模事業者数　１５５人（令和４年９月１日現在）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	農業、林業	6	6	道志川沿いに多い
	漁業	1	1	道志川沿いに多い
	建設業	３７	３７	国道413号線沿いに多い
	製造業	２１	２０	国道413号線沿いに多い
	情報通信業	1	1	国道413号線沿いに多い
	運輸業、郵送業	4	4	国道413号線沿いに多い
	卸売業、小売業	１８	１８	国道413号線沿いに多い
	学術研究、専門・技術サービス業	4	4	国道413号線沿いに多い
	宿泊業、飲食サービス業	５１	５１	国道413号線沿いに多い
	生活関連サービス業、娯楽業	8	8	
	複合サービス事業	1	1	国道413号線沿いに多い
	サービス業（他に分類されないもの）	4	4	国道413号線沿いに多い

（３）これまでの取組

１）当村の取組

・防災計画の策定、防災訓練の実施

・防災、感染症等対策備品の備蓄

・道志村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

２）当会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

・事業者BCP策定セミナーの開催

・損保会社と連携した損害保険への加入促進

・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

・道志村が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ　課題

（１）災害時の情報提供や情報収集は、村をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

（２）事業者BCPを策定済の小規模事業者であっても、BCPの実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。

（３）小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

Ⅲ　目標

道志村地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、村、商工会が一丸となって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

（１）管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

（２）被害の把握・報告ルートの確立

災害時における連携体制を円滑に行うため、本村、本会との間における被害情報報告ルート

を構築する。

（３）リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

（４）速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和５年４月１日～令和１０年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈１　事前の対策〉

当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・広報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取組む小規模事業者

の紹介等を行う。

・小規模事業者に対してＢＣＰ策定の重要性を説明し、山梨版ＢＣＰ作成シートや全国連と
東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのＢＣＰヒアリ
ングシート、作成シート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクフ
ァイナンス等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の
施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化
するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静
に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について
事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴや
テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②当商工会自身の事業継続計画の作成

令和６年３月までに作成

③関係団体等との連携

・専門性が必要とされるＢＣＰ策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハ
ウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。

・連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業
所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知す
る。

・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リ
スクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として

各種保険（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。

・山梨中央銀行都留支店、山梨信用金庫都留支店、山梨県民信用組合都留支店、都留信用組合平野支店と連携し、ＢＣＰ策定の必要性を周知する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

・ＢＣＰは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のＢＣＰ等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。

・道志村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。

・訓練は必要に応じて実施する。

〈2　発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

・発災後２時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、道志村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。

・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、７日以内に情報共有する。

【例：被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	・地区内１０％程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラス が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もし くは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが 割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全 壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回共有する
２週間～３週間	１日に１回共有する
４週間～２ヶ月	３日に１回共有する
２ヶ月以降	１週間に１回共有する

・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実
施する。

〈３．発災時における指示命令系統・連絡体制〉

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に
行うことができる仕組みを構築する。

・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会
災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。
また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、ＣＳＶに出力した情報を村・県に対し

て迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項　目	内　容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者　　・家族　　・従業員 （軽傷、重傷、行方不明、死亡）
物的被害状況	・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	（円）
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当村は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当村が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当市より山梨県へ報告する。

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】

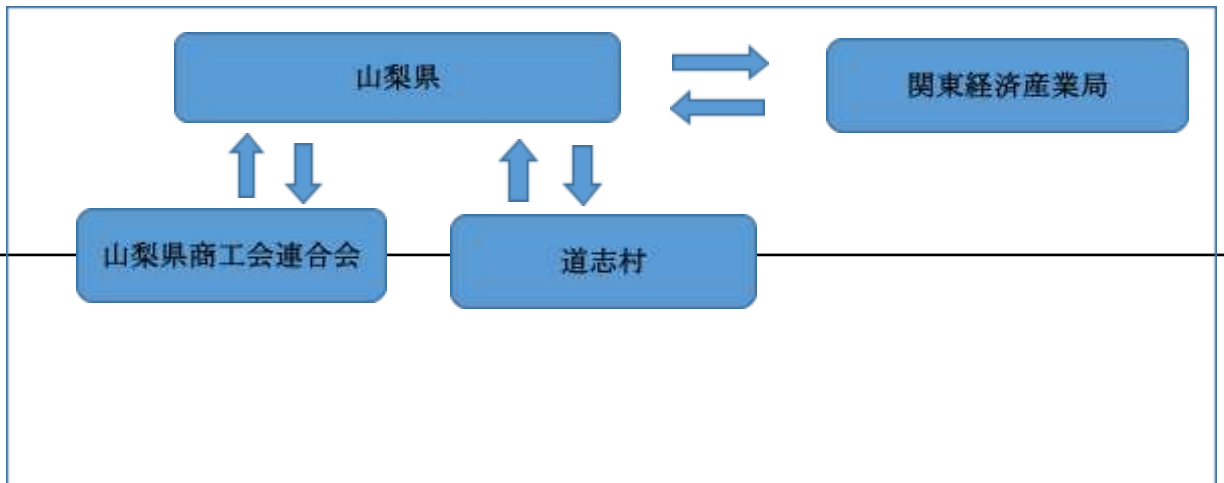

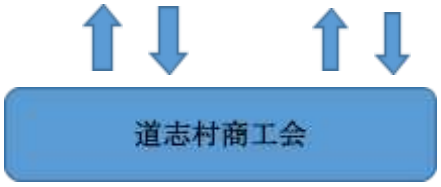

〈４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

・相談窓口の開設方法について、道志村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）

・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈５．地区内小規模事業者に対する復興支援〉

・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

（別表２）
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和８年４月１日現在）

（１）実施体制

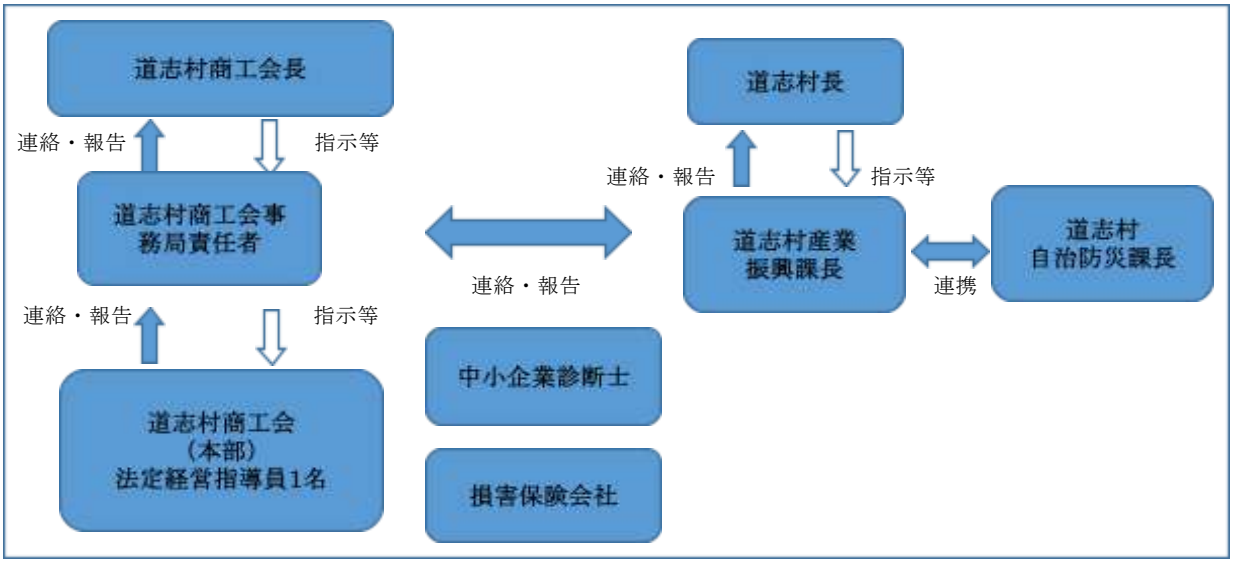

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　松本　聡

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

道志村商工会　事務局

〒402-0211　山梨県南都留郡道志村６８９４－４

TEL：0554-52-2353　/　FAX：0554-52-2683

E-mail:doshi@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町村

道志村産業振興課

〒402-0209　山梨県南都留郡道志村６１８１－１

TEL：0554-52-2114　/　FAX：0554-52-2574

E-mail：kanko@vill.doshi.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
中小企業等人材育成事業における助成金、会費収入、各種補助金、事業収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 〒400-0035　山梨県甲府市飯田２－２－１　山梨県中小企業会館3階 ②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032　山梨県甲府市中央１－１２－３７ ③東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032　山梨県甲府市中央１－１２－２８ ④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店 〒400-0031　山梨県甲府市丸の内３－２０－５
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。 ②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険（株）及びあいおいニッセイ同和損害保険（株）にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。 ③その他ＢＣＰ・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
専門家の見地から自然災害･感染症等のリスクに備え事前に必要と考えられる保険等の加入確認。　また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 具体例として、自然災害･感染症リスクに係る (1)　当会会員小規模事業者等に対する災害･労務リスク対策のノウハウ提供 (2)　当会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 (3)　災害･労務リスク対策セミナー･個別相談会の共同開催及び講師派遣 (4) 災害･労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。
連携体制図等

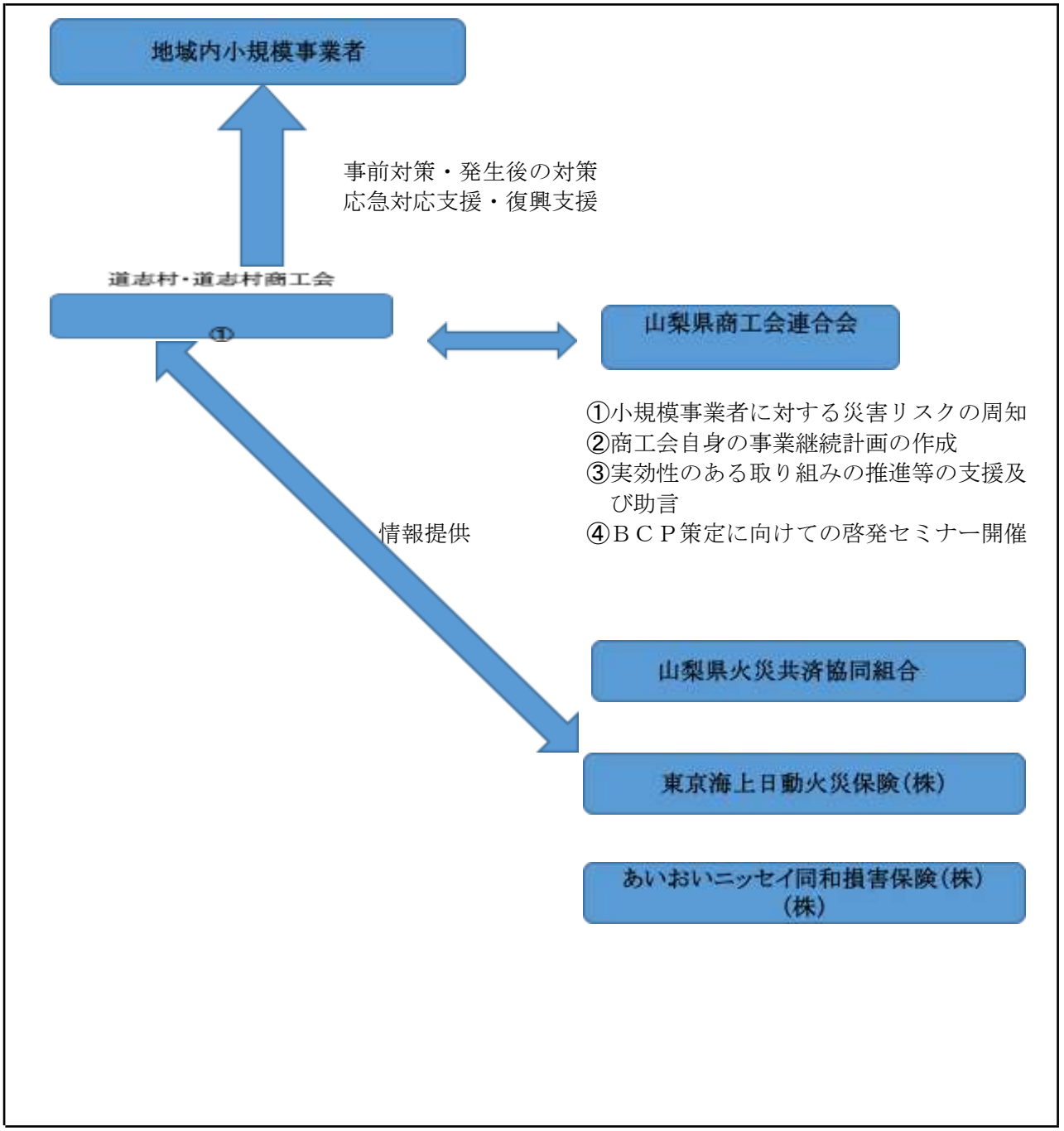
地域内小規模事業者
事前対策・発生後の対策
応急対応支援・復興支援
道志村・道志村商工会
①
山梨県商工会連合会
①小規模事業者に対する災害リスクの周知
②商工会自身の事業継続計画の作成
③実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言
④ＢＣＰ策定に向けての啓発セミナー開催
情報提供
山梨県火災共済協同組合
東京海上日動火災保険(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
(株)